

はじめに

紀の川流域委員会は、今後おおむね30年間の具体的な紀の川の河川整備に向けた考え方について約2年9ヶ月間の審議を行ってきた。この委員会は平成9年の河川法改正により、河川法第十六条の二第3項の規定では「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とあり、その意見を聴く手法として位置付けられ平成13年6月7日に国土交通省近畿地方整備局によって設置されたものである。

紀の川流域委員会は、今後の20～30年間を見据え紀の川河川整備計画（直轄管理区間）の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見聴取方法について意見を述べることを目的としている。これに先立ち、平成13年1月18日に近畿地方整備局長は「紀の川流域委員会準備会議」を設置し、委員会委員候補の選定と委員会の公開および運営方針について諮問した。近畿地方整備局長から委嘱を受けた4人の委員からなる紀の川流域委員会準備会議は、委員会委員候補として治水・利水・環境・人文・マスコミ・随筆家・地域の事情に詳しい方など幅広い分野から23名を選定するとともに、委員会の公開や運営方針について、近畿地方整備局長へ答申した。

準備会議の答申を受け設置された紀の川流域委員会では、紀の川流域委員会の会議および会議資料・議事録等すべてを公開した審議で透明性を図った。また、委員会としてホームページ・委員会ニュースレター・記者発表等によって積極的に情報の提供・発信を行い、情報公開の実現を目指した。

紀の川流域委員会の進め方は、紀の川の現状と課題について情報の共有化を図り、共通の認識を持ち、今後おおむね30年間の河川整備について審議した。

河川整備の目標流量は、過去に起こった洪水の雨の量と雨の降り方、洪水時の水の量などから検討した結果、紀の川で戦後最大規模の洪水である昭和34年9月（伊勢湾台風）規模の洪水を設定し、この洪水に対し安全な川づくりを目指すこととした。また、大滝ダムについては、目標流量規模の洪水が発生した場合、ダムに流入する水量のうち下流へ流す水量を最大で2,500m³/sに調節し、それ以上の水量をダムに貯めることとした。このときの河道の流量は、船戸基準地点で6,700m³/sとした。なお、紀伊丹生川ダム、遊水地は、河川整備計画に位置付けないことを決めた。

河川整備計画の内容については、目標流量に対する課題の抽出と対策案の検討を行い、具体的な整備内容を治水・利水・環境・河川維持・河川利用のカテゴリーで審議を行ってきた。

治水対策では、洪水を安全に流す取り組み、堤防の信頼性の確保、危機管理対策について、安全・安心、公平性、効率性、環境への影響を考慮した視点から具体的な治水方策について審議を行った。

利水対策では、近年頻発する渇水被害の軽減、水環境の改善および水利用の適正化の方策について審議を行った。

環境対策では、河川景観の保全、土砂移動の連続性の確保、生物の生息・生育環境の保全再生、水質の改善、環境学習、河川工事に対する配慮の取り組み、流域の森林保全に向けた取り組みについて審議を行った。

維持管理・河川利用では、誰もが安全で安心して利用できる河川空間の維持管理、河川美化に努めるための方策について審議を行った。また、住民・ボランティア団体および自治体

と連携・協働による維持管理の仕組みづくりを図っていくよう提案を行った。

また、河川整備に住民の意見を反映させるために紀の川流域委員会に意見聴取検討会を組織し、関係住民の意見聴取方法について提案した。

これらの審議経過をもとに国土交通省近畿地方整備局は「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料（第2稿）」として河川整備内容のとりまとめを行い、平成16年3月9日に開催した第19回紀の川流域委員会へ提案を行った。紀の川流域委員会で審議の結果、今後おおむね30年間における紀の川の河川整備の考え方について妥当と判断した。

本報告は、これまでの紀の川流域委員会の経過報告および紀の川河川整備に向けての提言をとりまとめたものである。

紀の川の河川整備に向けて の委員会提言

紀の川の河川整備に向けての委員会提言

紀の川流域委員会は、平成 13 年 6 月 7 日に設立されてから平成 16 年 3 月 9 日まで約 2 年 9 ヶ月間、19 回の審議を行ってきた。

第 19 回紀の川流域委員会では、これまで紀の川の現状や課題について河川管理者や各委員の方から意見を聴き、目標とする具体的な流量を設定してその対策について委員会で審議や提案を行ってきた。近畿地方整備局ではこの提案をもとに取りまとめた資料を「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」として公表し、関係住民等に対して説明会を開き、またアンケートを取って広く意見聴取を行ってきた。平成 16 年 3 月 9 日の第 19 回紀の川流域委員会では、これまでの意見を参考に取りまとめた「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料(第 2 稿)」について審議を行った。

審議結果では、紀の川流域委員会は「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料(第 2 稿)」の考え方で良いと判断した。

さりながら、流域ぐるみの治水対策の推進、事業の進め方と整備効果の継続的評価、安全・安心で自然豊かな紀の川の回復に向けて、既存ストックの有効利用とダム群の一元管理、清流の復活と水利用の安定性の確保について考えをまとめたので実施の段階において、本提言を十分に活用して頂きたい。

国土交通省近畿地方整備局におかれては、本委員会からの報告書を最大限尊重、反映され、おおむね 30 年間の紀の川河川整備計画を策定されるよう期待するものである。これが、紀の川流域委員会の総意である。

紀の川流域委員会
委員長 中川 博次

1 . 流域ぐるみの治水対策の推進

- 1) 紀の川流域では、森林面積が 70 %を超えており、昔から「木の国」としてわが国有数の林業の盛んな地域であったが、近年の林業の衰退や流域の開発によって森林の荒廃が進んでいる。流域の保水機能や流出抑制効果についてはなお研究途上にあるものの、紀の川流域の水管理の上で森林保全が重要な役割を果たすことは言うまでもない。したがって、関連事業の計画に当たっては、森林環境に与える影響の評価を徹底し、工事においてもその影響を極力軽減するミティゲーションに十分留意するとともに、関係機関との連携を強化して森林の再生、とりわけ自然林の回復・復元に努力する必要がある。また、大滝ダムの水源地域ビジョン作成などを通して、地元自治体と流域住民の連携による森林保全への積極的な取り組みを促すとともに、水源地域の活性化を図る諸施策の展開が望まれる。
- 2) 紀の川本川の連続堤による治水対策は沿川地域を洪水氾濫から守る上では有効であるが、180 に上る短小な支川流域からの流出によって各地区における内水被害が増大することが予想される。従来農業用水に使われている数多くの溜池が存在しており、また休耕田も増加の傾向にあることから、それらの治水機能を正しく評価しながら、流域全体としての総合治水効果を挙げるために、関連分野の協力を得てこれら諸施設を有効に活用する新たな方策を打ち出すとともに、本川の出水と関連させた各支川の処理と流下システムを検討する必要がある。さらに、紀の川沿川では築堤などによる治水安全度の向上に伴って、一部で無秩序ともいえる開発が進んでおり、河川管理の観点から流域の土地利用のあり方について、関係自治体の理解・協力のもとで適正な規制や誘導策を講じる努力が払われねばならない。

2 . 事業の進め方と整備効果の継続的評価

- 1) 整備計画に挙げられた各種対策の実施にあたっては、公共事業費の縮減の折から、事業推進の効率化を図るとともに、各段階における整備効果をできるだけ大きくすることを目標とする。そのためには、予め整備計画に含まれる対策事業の総合的效果や自然環境などに与える影響を評価し、さらに費用対効果を勘案して事業の順位づけの最適化を図るとともに、整備の各段階での検証を行って、必要に応じて計画の修正を検討するなどの措置をとる。したがって、整備事業の着手にあたって、計画のフォローアップを行うための「委員会」の設置が望まれる。
- 2) 施策の推進にあたっては、何よりも計画決定のプロセスを重視し、関係自治体や地域住民の合意と協力を得るために、事業実施の計画の段階から情報を公開し、また説明会等を開いて住民参加を促すとともに、できる限りそれらの意見を計画に反映させるよう努める。

3 . 安全・安心で自然豊かな紀の川の回復に向けて

- 1) 紀の川流域の地形は平地部に乏しく、両岸に山が迫っているから、自然と上流域まで宅地化が進み、しかも河岸近くに集中しているから、洪水に見舞われた場合の被害想定額も

年々増加する傾向にあった。他の河川と同様に、このような土地利用の高度化や森林の荒廃の歪みを前提として、後追的に河川整備が進められてきた。しかし、今や洪水や濁水を助長させる流域内の諸条件を改善する方向での流域管理の考えに転換し、自然との共生、健全な水循環を重視する河川計画が展開されるようになった。ただ、自然環境の保全、災害の防止、河川の水利用の関係は一般に競合する場合が多く、その調整が必要である。人と自然との付き合いで大切なことは、これ以上自然に介入すべきではない限界を知ることであり、そのためには事業の効果と影響に関する不断の検証が必要とされる。

紀の川整備計画(案)を例にとると、対象とした既往最大洪水は十分な論拠にもとづくものであり、計画完成時には所期の治水安全度を確保できるが、時としてこれを超える洪水の発生が予想されることから、超過洪水に対応した危機管理施策を充実させておく必要がある。この場合、整備計画の対象洪水に対しては治水施設で対応し、それと平行してそれ以上の洪水では溢れることを前提として、ハザードマップや避難情報システムの整備などソフトな危機管理施策で対応することを原則とする。それによって、過大な治水施設を構築することなしに、甚大な被害を回避し、かつ常時の自然環境を保持することができる。

- 2) 整備計画の審議の結果、狭窄部の氾濫対策として岩出井堰では、固定堰を可動堰に改築する案が認められた。ゲートを全開することによって従来固定堰の上流に堆積し、洪水の流下の障害となっていた土砂を円滑に洪水とともに流下させ、対象洪水に対する氾濫の危険を解消することができる。河川の自然な河道形成を図るには、流水と流砂の時空間での連続性の回復が基本であり、また河道掘削に依らないことから、河川環境の保全の上でも適切な方策である。

しかし、このような物理的な現象予測にもとづく対策が自然環境にどのような影響を与えるかについての十分な検討が必要で、そのためには堰周辺の環境・社会条件を総合的に考慮した複数の改築計画案を検討し、洪水と土砂の疎通能力、費用対効果および環境や利水に与える影響を評価した上で、施設管理者の理解と関係住民の同意を得て適切な案を選択することが重要である。環境影響については、施設運用後の継続的な検証によって初めて評価できることが多く、その点事後の修正が困難な計画でなく、検証と試行を繰り返しながら段階的に整備していく方法も考えられる。

4 . 既存ストックの有効利用とダム群の一元管理

- 1) 大滝ダムは紀の川の河川管理の上で決定的な役割を担っている。本体がほぼ完成し、試験湛水が行われた時点で白屋地区に地滑りが発生したが、調査委員会の報告にもとづいて適切な地滑り防止対策を実施し、住民の不安を解消するための全戸移転を速やかに進めることにより安全な貯水池の運用を図ることが期待される。勿論湛水の再開にあたっては、水位変動に伴う地盤挙動の綿密な調査にもとづいて大滝ダムの適正な操作方法を確立する必要があることは言うまでもない。

紀の川の治水・利水・環境の総合的管理を行う上で、大滝ダムは欠かすことができない施設であり、その正常な機能の確保が最優先の課題である。治水面では、整備計画の対象洪水に対し、大滝ダムの調節効果は五條で $3,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 、船戸で $3,300 \text{ m}^3/\text{s}$ の低減

効果があり、他のいかなる代替案によってもこれに匹敵する被害軽減効果を確保することは不可能であり、大滝ダムを考慮せずに河川整備計画は成立しない。利水面でも、奈良県、和歌山県への都市用水の安定供給を可能にするとともに、弾力的な操作と貯水池運用によって平常時の環境維持用水の確保、河川流量のダイナミズムの回復、瀬切れの解消、湯水時の用水補給などが可能となる。その意味で、大滝ダムは紀の川の水管理の死命を制すると言っても過言ではない。

ダムの運用にあたっては、下流河川の改修状況を勘案して被害を最小にする柔軟なダム操作、降雨・流出予測技術の高度化による治水・利水容量間の弾力的運用、水環境改善のためのダム操作などに関する研究調査に管理の重点を置き、合理的な貯水池運用方法とそのためのダム操作ルールを確立する努力が大切である。

- 2) 紀の川水系では、農水用の大迫、津風呂 2 ダムと多目的ダムとしての大滝ダムがあり、それぞれ独立に運用される計画となっている。それぞれ管理者が異なり、また既存の水利秩序に縛られるなどして、これらのダム群を一元的に管理する体制を整備するのは現状では障害が余りにも多いが、水系全体でのダム群の機能の最適化という観点に立って、有機的な連携によって一体的な運用を図る取り組みを進めていく必要がある。例えば、多雨地帯を有する本川の大迫ダムまたは大滝ダムと津風呂ダムを導水路で結び、その空容量を治水に利用し、貯留された水を下流の利水や維持用水に利用するなどのダム群連携事業を展開するとともに、将来の水需要の変化を考慮して、利水容量の買い取りによる他の目的への転換など、ダム群の機能再編によって効果的な運用を積極的に図っていく努力が望まれる。そのために、流域の水文特性やダム貯水池の特性を十分に把握するとともに、必要な技術の開発研究と管理者間の協力体制の構築への着実な取り組みが要求される。

5 . 清流の復活と水利用の安定性の確保

- 1) 紀の川は、他の河川に比べて最小流量と最大流量の比が格段に大きく、それだけ洪水や湯水が発生する確率が高い。実際、過去 10 年間に 6 回の湯水に見舞われ、取水・給水制限を余儀なくされている。その原因の一つとして梅雨期の小雨化傾向が挙げられるが、流域の開発や都市化の進展に伴う流域内の浸透能力や保水能力の低下が健全な水循環を阻害している点は見逃せない。

紀の川の自然環境や景観を回復するための基本条件は、豊かな正常流量を確保し、美しい清流を復活させることである。そのためには、保水機能が期待される山林や農地の適正な管理・保全、的確な土地利用の誘導、貯留浸透施設の整備などの施策を積極的に進める必要がある。これらの取り組みには河川管理者だけでなく、国や地方自治体の諸機関の分野横断的な連携、地域住民の主体的な参加が欠かせないことから、流域の各層からなる「紀の川流域協議会」を設立して、河川の諸課題に関する認識を深めるとともに、具体的な行動計画を策定し、実行に移す積極的な取り組みが望まれる。

- 2) 紀の川の水利用の 81 %は農水が占めており、古くからの慣行水利権とともに新規の水資源開発による既得水利権が確立している。農業用水は地域の環境用水ともなり、その一部は河川に還元されるものである。しかし、農地転換や休耕田が増加する傾向にあること

から、今後は農業用水の取排水量、還元量と河川流量の関係を継続的に調査し、他の用水の動向と併せて水収支の実態を明らかにするとともに、その情報を日常的に利水者と住民に提供し、必要に応じて用途転換への取り組みを進める必要がある。また、工業用水を除いて使用水量が年々増加する傾向にあることから、水の反復使用や雨水利用を可能とする施設の整備とあわせて、流域住民の節水や親水意識を向上させ、連帯行動を促すための持続的な啓発活動を展開していくことが重要である。

関係住民の意見の 聴取方法について

紀の川流域委員会は、委員会の設置目的の一つである「関係住民の意見の聴取方法」についての審議を行うにあたり、その基本的な考え方を作成するため「紀の川流域委員会意見聴取検討会」（以下「検討会」、座長 神吉紀世子委員）を平成15年7月28日に発足させた。

検討会は4回にわたる審議を行い、「関係住民の意見聴取方法【提案書】」（以下「提案書」）として第18回紀の川流域委員会に報告した。提案書は第18回委員会において審議され、委員会はこれを委員会の提案として近畿地方整備局長への報告とした。

以下に検討会の経過を記載する。

- 1) 紀の川流域委員会意見聴取検討会構成委員
- 2) 紀の川流域委員会意見聴取検討会の開催状況
- 3) 紀の川流域委員会意見聴取検討会の報告
- 4) 関係住民の意見の聴取方法について【提案書】
(紀の川流域委員会 意見聴取検討会)

1) 紀の川流域委員会意見聴取検討会 構成委員

座長	神吉	紀世子	委員
	今中	佳春	委員
	古田	皓	委員
	養父	志乃夫	委員
	湯崎	真梨子	委員

2) 紀の川流域委員会意見聴取検討会の開催状況

2004.3.9現在

年月日	会議名	内容
2003.8.11	第1回紀の川流域委員会意見聴取検討会	関係住民の意見聴取方法について
2003.8.27	第2回紀の川流域委員会意見聴取検討会	紀の川河川整備計画素案の案内の方法について 関係住民の意見聴取方法について 聴取意見のフォローアップについて
2003.10.8	第3回紀の川流域委員会意見聴取検討会	紀の川河川整備計画素案のパンフレットについて 紀の川河川整備計画素案のアンケートについて
2003.11.4	第4回紀の川流域委員会意見聴取検討会	関係住民の意見の聴取方法について【提案書】 紀の川整備計画素案のアンケートについて 紀の川整備計画素案のパンフレットについて

3) 紀の川流域委員会意見聴取検討会の報告

平成15年9月18日

紀の川流域委員会意見聴取検討会 中間報告

委員長 中川 博次

意見聴取検討会(中間)報告

養父委員(意見聴取検討会座長代理)から意見聴取検討会について中間報告があった。主な内容は以下のとおり。

- ・ 意見聴取検討会は、8月11日・27日と2回開催した。
- ・ 前回(第16回)の流域委員会で議論された以下の3つのカテゴリーを中心に検討している。
 - 効果的な聴き方の方法
 - 整備計画(原案)を案内する方法
 - 整備計画(原案)を効果的に理解していただく方法

平成15年11月19日

紀の川流域委員会意見聴取検討会 報告

委員長 中川 博次

関係住民の意見聴取について

神吉委員(意見聴取検討会座長)から「意見聴取検討会の提案書」という形で説明があった。主な内容は以下のとおり。

- ・ 効果的な聴き方の方法について
- ・ 河川整備計画原案を案内する方法について
- ・ 河川整備計画原案を効率的に理解して頂く方法について
- ・ 意見聴取のフォローアップについて

(委員長)河川管理者が次回の委員会までに関係自治体及び関係住民の意見聴取を実施し、本日の「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料」に対して修正したものと関係自治体と住民に対して意見聴取した結果について審議したい。

4) 関係住民の意見の聴取方法について【提案書】

本提案書は、第18回紀の川流域委員会において紀の川流域委員会意見聴取検討会（座長 神吉紀世子委員）より提出され、委員会審議の結果、委員会はこれを委員会の提案として近畿地方整備局長への報告とした。

関係住民の意見の聴取方法について

【提 案 書】

平成15年11月19日

紀の川流域委員会 意見聴取検討会

関係住民の意見の聴取方法について

はじめに

- 1．効果的な聴き方の方法について
 - 1) 流域委員会の周知を高めるセミナーの開催
 - 2) 関係住民から意見をいただく説明会の開催
(説明会の対象)
(関係住民説明会の方法)
(地方自治体説明会の方法)
 - 3) 広く意見を聴取するアンケートの実施
(アンケートの対象)
(アンケートの方法)
 流域住民へのアンケートの方法
 流域外の利用者へのアンケートの方法
 インターネットの利用
(アンケートの内容)
(アンケート結果のより幅広い周知)
- 2．河川整備計画原案を案内する方法について
 - 1) 原案内容を案内するパンフレットの作成
(パンフレットのイメージ)
(パンフレットの内容)
- 3．河川整備計画原案を効率的に理解して頂く方法について
(原案の説明にあたっての注意点)
(説明会の開催内容)
(住民意見の反映基準)
- 4．意見聴取のフォローアップについて
(聴取した意見の公開)
(河川整備計画に反映できない意見に対する施策)

資料

意見聴取の流れ図(案)

はじめに

紀の川流域委員会（以下「委員会」という）は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、紀の川河川整備計画（以下「河川整備計画」という）の策定にあたり、同河川整備計画及び関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的に、国土交通省近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が平成13年6月7日に設置したものである。

委員会では、約2年間にわたる審議において、「紀の川河川整備計画立案に向けての考え方」がまとまりつつある中で、もう1つの目的である「関係住民の意見の聴取方法」についての審議を行うこととなった。

委員会から、「関係住民の意見の聴取方法」について基本的な考え方を作成するため、「紀の川流域委員会意見聴取検討会（以下「検討会」という）」を平成15年7月28日に発足させ、検討結果を委員会に提案することを求めた。

本抄は、検討会で議論した検討内容を取りまとめたものである。

1. 効果的な聴き方の方法について

河川管理者が行う「関係住民の意見の聴取方法について」は、その効果的な聴き方の方法として、流域委員会の周知を高めるセミナーを開催した上で原案の説明会を市郡単位で開催し、アンケートの実施で広く意見を聴取することが望ましい。

1) 流域委員会の周知を高めるセミナーの開催

委員会において整備計画の議論をしていることを広く周知するため、マスコミと地方自治体を対象にセミナーを行い、一般にも公開する。

セミナーは、マスコミにより正確な整備計画の情報を広く報道していただくことで、関係住民に対して委員会と原案の周知を高める。

2) 関係住民から意見をいただく説明会の開催

河川管理者は、関係住民の意見の聴取にあたり説明会を開催し、原案を理解していただき、原案に対する意見を聴取する。

(説明会の対象)

関係住民の説明会は、河川整備計画に直接関係のある沿川住民および、関係する地方自治体に対して説明会を行う。

また、関係住民等の他、環境学習を行っている小中学校にも説明会の案内を行い教諭の参加を促す。

(関係住民説明会の方法)

河川整備計画に直接関係する地域は、河川管理者が原案の説明会を市郡単位で開催し、関係住民の意見を聴取する。

説明会での聴き方としては、これまでの河川整備とは異なり、「原案の段階から住民の意見を聴く」手続きが導入されたことにより当該手続きを実施していることを認識していただくことが重要である。また、関係住民の中でも治水上危険性のある地域や直接工事の影響を受ける対象者には、説明会の開催方法に配慮を行うことで原案の理解を高め、十分な意見聴取を行うことが大切である。

(地方自治体説明会の方法)

河川管理者は、関係する地方自治体の担当者に原案の説明会を市郡単位で開催する。

河川整備計画は、地方自治体が行う事業に関係することや、その業務が住民の生活に直接影響することを重視し、地方自治体から十分な意見聴取を行う必要がある。

これからの河川改修は、地方自治体と国が協力して行うことが必要であり、河川管理者は、地方自治体の意見が沿川住民の生活に影響することを認識したうえ、河川整備計画と地方自治体の意見に大きな齟齬が無いようにすることが望ましい。

3) 広く意見を聴取するアンケートの実施

河川管理者は、整備計画について関係住民以外にも広く意見を聴取するためにアンケートを行う。

(アンケートの対象)

アンケートは、紀の川流域住民や紀の川の利用者に範囲を広げて行い、意見の聴取を行う。

(アンケートの方法)

河川管理者は、アンケートの実施にあたって、広く意見を聴取すること並びに、アンケートの回収率の向上に留意して取り組まなければならない。また、アンケートの配布を行うときは、質問票と河川整備計画原案をわかりやすく表したパンフレットを同封する。なお、配布と回収は、対象の別により以下の方法とすることが望ましい。

流域住民へのアンケート方法

流域住民に対しては、自治会を通じた回覧板や地方自治体の広報誌を利用してアンケートの周知と配布を行う。その回収方法は、郵送や自治体役場にアンケート回収箱を設置する。

流域外の利用者へのアンケート方法

流域外の紀の川の利用者は、阪南市・泉南市・泉佐野市・泉南郡を対象に自治会を通じた回覧板や地方自治体の広報誌を利用してアンケートの周知と配布を行う。

その回収方法は、郵送や自治体役場にアンケート回収箱を設置する。

インターネットの利用

幅広くアンケートを回収する手段として、インターネットの利用を検討する。

(アンケートの内容)

河川管理者は、アンケートの内容について以下の点に配慮のうえ作成する。

- ・デザインは無味乾燥としたものではなく、回答しやすいものとする。
- ・専門用語を減らし、アンケート単独で回答が可能な内容とする。
- ・使用するの漢字は、わかりやすい漢字とし、難しい漢字にはルビをつける。
- ・河川整備に関する記述にあたっては、誤解がないよう曖昧な表現はしない。
- ・河川整備に関する設問は、パンフレットとリンクさせ、対象が分かった上で判断できる表現にする。
- ・意見の拡散を避けるため原案に係る設問は択一式で行い、回答の理由は個人の思いが表しやすい自由記述式とする。
- ・複数回答する設問は集計が難しいので、なるべく造らないことが望ましい。
- ・自由な意見を聴取するため、河川への思いを述べる自由記述欄を設ける。
- ・環境への配慮を聞くことで、住民参加の施策づくりの参考とする。

(アンケート結果のより幅広い周知)

アンケートの結果は、関係住民やアンケート回答者の関心が高くなることに鑑み、速やかにその結果を公表することが望ましい。

アンケートの結果は、インターネットでの公表、新聞各紙への掲載、地方自治体の広報誌に掲載する等して、広く周知する。

2. 河川整備計画原案を案内する方法について

河川管理者は、原案の案内にあたりマスコミや地方自治体を対象にセミナーを行い、マスコミによる原案の詳細な報道を促し、原案の周知を高める。

原案を関係住民に案内する方法は、パンフレットやリーフレットを作成し、地域の回覧板や地方自治体の広報誌を利用する。また、幅広く案内する手段としては、インターネットやマスメディアを活用する。

1) 原案内容を案内するパンフレットの作成

河川管理者は、原案内容を案内するためパンフレットを作成する。パンフレットは、関係住民に配布するほか、インターネットや地方自治体の広報誌に利用する。

(パンフレットのイメージ)

パンフレットは、読んでいただけることが大切であるため、以下に留意して作成する。

- ・タイトルはメッセージ性の強いものとし、印象に残るものにする。
- ・河川整備のやり方がこう変わるといふ目玉を訴えることで興味深くする。
- ・関係住民の意見が原案に反映されうることを訴える。
- ・文字を減らし、写真やイラストなどを多く使うことで読みやすくする。
- ・パンフレットの図は、できるだけ大きくしイメージをとらえやすくする。
- ・現況と計画を色分けすることで、メリハリを付けてわかりやすくする。

(パンフレットの内容)

パンフレットの内容は、実質的でわかりやすいものとするため、以下の点に留意する。

- ・原案は、わかりやすい表現とする。また、難しい言葉や必要以上に詳細な情報は、極力用いない。
- ・専門用語の解説が必要である。
- ・図等も見やすくするとともに何を言いたいのか分かるようにする。
- ・色の使い方や写真・文字の大きさ等の表現にも配慮し、分かりやすくする。
- ・河川整備のやり方がどのように変わったのかを明確にする。
- ・パンフレットの最初に、4ページ程度で要点の説明をする。
- ・地元に関係する計画は、大書きに記載する。
- ・整備計画立案のプロセスが解るように説明・記述する。
- ・河川全体を総合的な目で見えた事業の必要性を説明する。

- ・事業により、流域がどのような影響を受けるかを説明する。
- ・詳しく見たい方には、ホームページを見ていただくように案内する。
- ・一般の人が参加して議論を続けられる取り組みとして、広く社会的合意を得られるソフト施策(河川愛護モニター・ボランティア サポート プログラム制度など)を載せることが望ましい。

3 . 河川整備計画原案を効率的に理解して頂く方法について

河川管理者は、原案を効率的に理解していただくために、原案の説明内容と説明会の開催内容に配慮する。また、意見の聴取にあたっては、反映基準を明確に示す必要がある。

(原案の説明にあたっての注意点)

原案を効率的に理解していただくためには、公表する原案が理解を得やすい内容であることが求められるため、河川管理者は以下の点に留意して原案の説明資料を作成する。

- ・原案のプロセスが分かる内容を記述する。
- ・原案がなぜこのように決まったのか、記者や一般住民にそのプロセスを周知・理解していただける内容を記述する。
- ・原案は、地方自治体の理解が得られることが必要である。

(説明会の開催内容)

原案の説明会を効率的に行うため、以下の点に留意して行うことが望ましい。

- ・地域の関連する内容を重点的に時間配分する。
- ・治水上困っている地域の説明会は、現地視察も合わせて行うことが望ましい。
- ・出席者を増やすために夕方の開催を検討する。
- ・専門分野の意見として、流域委員の参加を検討する。

(住民意見の反映基準)

河川管理者が意見の聴取を行うにあたり、対象者に対して「反映できる意見」と「出来ない意見」を明確に示す必要がある。

反映できない意見としては、以下があげられる。

- 河川法上の制約により、河川管理者が実施不可能なもの
- 技術的、制度的等今後20～30年間に実施不可能なもの
- 河川整備の方向性に逆行しているもの
- 社会的意義が低いもの、もしくは無いもの
- 社会的合意が得られないもの、もしくは得られそうにないもの

4 . 意見聴取のフォローアップについて

河川管理者は、説明会やアンケートの意見聴取において出された意見が「どのように整備計画に反映されたか」また、反映されなかった場合は「なぜ反映されないのか」について説明する。また、意見聴取のフォローアップを行うことは、整備計画の枠に入り

きらない課題がソフト施策として継続することになり、住民活動の基となると考えられる。

(聴取した意見の公開)

聴取した意見は、広く公開していくことが必要である。

- ・ 聴取した意見は公開する。
- ・ 頂いた意見に対する回答を行う。
- ・ 公開は、インターネットホームページで行う。

(河川整備計画に反映できない意見に対する施策)

河川整備計画に反映できない意見に対しては、以下の取り組みを検討する。

- ・ 反映出来ない意見においても以後検討する可能性のあるものについては、検討していく仕組みづくりが必要である。
- ・ 紀の川の流域に関して考え続けるネットワークが存在し続けることが望ましい。
- ・ 今後の住民活動に期待できる仕掛け（プラットフォーム）作りをする。
- ・ 住民活動を育てるソフト施策を検討して行く。